

# みんなで作ろう！きらめく 加東

## まちづくり活動を募集します

どういった事業なの？

市民のみなさまが「自ら考え」、「自ら行う」活動に対して補助金を交付し、地域の活性化を図り、パワフル加東の実現を目指すために、平成十九年度から市が実施する事業です。

補助金の対象となる活動は、応募された活動の中から審査を経て決定されます。

応募は誰ができるの？

この補助金の対象者は、市内の自治会や各種団体などです。

対象となる事業とは？

この補助金の対象となる活動は、次のような活動です。

市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動  
地域のコミュニティの推進に関する活動で地域の活性化が図られるもの  
平成十九年度から新たに取組まれる事業を優先します。  
営利を目的とするもの、政治または宗教的な普及活動等には補助金は交付しません。

補助金の額はいくら？

一団体につき、対象経費の二分の一の額となります。ただし、三十万円を上限とします。

認定された団体が多数ある場合は、補助金の額が少なくなる場合があります。

対象経費はどういうもの？

対象経費は、支出額から参加費などの金額を控除した額となります。

【対象となる支出】

- 会議費(準備打合せ会等)
- 会場使用料
- 消耗品費用(紙代、文房具代)
- 印刷製本費(チラシ印刷、プログラム印刷)

いつ活動すればいいの？

活動は、平成二十年三月までに終了するものとして。

応募方法は？

所定の提案用紙(A4用紙一枚)に必要事項を記入のうえ、提出してください。

提案用紙はどこにあるの？

企画政策課(社庁舎)、各庁舎窓口センターまたは加東市ホームページにあります。加東市ホームページの「新着ニュース」の「まちづくり活動を募集します」のページから提案用紙をダウンロードすることができます。

いつ応募すればいいの？

平成十九年五月三十一日までに提案用紙を提出してください。

提出・問い合わせ先は？

企画部企画政策課(社庁舎)  
☎43・0388

その他の大事なこと

結果は六月下旬頃、市から直接通知します。

応募された活動については、認定審査会において審査を行います。

審査会において、応募団体の方に、活動内容の簡単な説明を行っていただきます。審査会の日程については、応募団体に直接通知します。

### 新しい行政相談委員に

藤原文子さん

平成七年から六期十二年にわたり行政相談委員としてお世話になった飯田謙二さん(横谷)の後任として、四月一日から、藤原文子さん(厚利)が新しい行政相談員として、総務省からの委嘱により就任されました。藤原さんは、東条町議会

議員、加東市議会議員などを歴任されており、それらの経験を生かしていただき、行政の仕事について、苦情や問い合わせなどの相談を受け、解決へのアドバイスを行っていただきます。

### 長期にわたる高額エステの契約は慎重に

Q 街で「無料エステ体験」を勧められた。体験後、1年間のエステと化粧品の購入を勧められ、断りきれず65万円のクレジット契約をしてしまったが解約したい。

A 契約金額5万円以上で、契約期間1か月を越えるエステサービスを契約した場合、契約書を受け取った日を含む8日間はクーリングオフでき、期間経過後も法定の損料を支払えば中途解約できます。

また、エステに必要なだといわれて購入した化粧品等の「関連商品」も、クーリングオフや中途解約ができます。

ただし、中途解約の場合は、受けたエステ代金と関連商品の使用料のほか、解約損料(未使用のサービスの1割が2万円のいずれか低い額)を払わなければなりません。中途解約が可能でも、安易な契約は避け、本当に必要か、全体の支払は大丈夫かを慎重に考えましょう。

詳しいことは消費生活相談まで。

相談日 毎週水・金曜日(祝日は除く)  
場所 加東市役所滝野庁舎 生活課  
相談員 消費生活アドバイザー 消費生活専門相談員 角田知子

問い合わせ 市民生活部生活課 ☎48-3507

消費生活  
相談の  
窓口